

# 令和9年度 社会福祉法人リンク 求人票

法人名	しゃかいふくしほうじん りんく		創 業 設 立	住 所		
	<b>社会福祉法人 リンク</b>		2018年2月 (2012年4月NPOで創業)	〒710-1302 岡山県倉敷市真備町服部 1895 番		
理 念	利用者、家族、職員、地域の方などのつながりを大事にし、暮らしやすい街づくりに貢献します。		代 表 者		連 絡 先	
			理事長 永 田 拓		TEL : 086-441-7802 Fax : 086-441-7803	
採用担当者：法人事務局 川口・川上			E-mail : info@link.gr.jp		URL : http://link.gr.jp/	
法 人 沿 革	① 2012年4月に特定非営利活動法人リンク創業			従業員(全員 67名)※5/1 現在		
	② 2012年4月に障害児通所支援事業所『Withひろば』を倉敷市真備町服部に開設 ※2013年4月に『Withひろば真備』に名称変更			男 21名	正規職員 44名	
	③ 2013年4月に障害児通所支援事業所『Withひろば早島』を都窪郡早島町に開設			女 46名		
	④ 2014年10月に『生活介護事業所えん』を総社市門田に開設 ※2017年4月に倉敷市真備町辻田へ移転開設			大卒 31名		
	⑤ 2017年5月に就労継続支援B型事業所『まーる』を総社市門田に開設			嘱託職員 23名		
⑥ 2018年4月より社会福祉法人として活動を開始						
部門	事業所名	事業名	事業内容			
子ども支援部門	Withひろば真備	障害児通所支援事業	発達が気になるお子さんにあわせて個別にプランを作成し、スモールステップを踏んで必要なスキルの習得を目指します。 お子さんが通っている園や学校に訪問し、集団生活で楽しく自分の力を発揮して生活できるよう先生方と相談・連携を行います。			
	Withひろば早島					
	えいる					
相談支援部門	真備地域生活支援センター	相談支援事業	障がいのある方が本人らしく地域で当たり前の暮らしができるように相談を受け支援しています。また、ご家族や支援者の方々の悩みにも寄り添います。			
	早島地域生活支援センター					
	りあん					
	倉敷地域基幹相談支援センター	基幹相談支援事業	相談支援の中核的役割を担い、相談支援体制の強化、地域生活支援拠点等の体制整備、障がい者虐待防止対策等の運営を行う。			
		自立生活援助事業				病院や施設等から一人暮らし等へ移行する障がいをお持ちの方に定期訪問や相談の支援。
生活支援部門	ヒトノワ	居宅介護等事業・移動支援事業	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援等のサービスの提供。			
	生活介護事業所えん	生活介護事業	地域で安定した生活を営むための支援。			
	就労継続支援B型事業所まーる	就労継続支援B型事業	就労機会と生産活動を通じて次のステップを目指すための支援。			
応募要項	採用人数	子ども支援部門 「Withひろば早島」 若干名				
	提出期限	随 時	応募書類	履歴書(写真貼付)・卒業(見込)証明書・誓約書	採用時期	令和9年4月1日
	資 格	保育士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・言語聴覚士 作業療法士の取得又は取得見込み者		採用面接日	令和8年6月頃に面接を実施予定 (個別面接を行います)	
	提出先	〒710-1302 岡山県倉敷市真備町服部 1895 番 社会福祉法人リンク 法人事務局 ※事前に担当者に連絡(086-441-7802)をして提出してください。				
処遇・勤務条件	初任給 (基本給)	短大・専門卒 199,000 円 大学卒 205,000 円		賞 与	年2回予定 (8月・12月) ※昨年度実績(4.0ヵ月)。また、年度末に一時金支給実績あり。	
				昇 給	年1回 (4月)	
	諸手当	正規職員：通勤・資格・住宅・家族等 (各規程に基づいて支給)		休 日	年間113日 (日曜祝日・隔週土曜日・他勤務表による)	
	勤務地	岡山県都窪郡早島町早島 3365-2 関西書芸院新館1階		有給休暇	年次有給(初年度10日)	
	勤務時間	午前9時00分～午後5時45分 休憩45分 (週40時間)		特別休暇	慶弔特別休暇、永年勤続特別休暇制度有	
福利厚生	退職金制度有・健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険他					
記	お聞きになりたいこと、見学等の希望がございましたら上記メール、電話番号にお問い合わせください。 法人沿革、事業内容、事業所の詳細は右記 QR コードから法人 HP をご覧ください。 ※生活支援部門の求人は、現在検討中となっております。決まり次第 HP 等に掲載いたします。					



法人 HP  
QR コード

## 当法人の求人に対して応募する際の注意事項

社会福祉法人リンク  
理事長 永田拓

### 記

当法人の業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 1 2 月 2 5 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当法人の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記の参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

以上